

あま市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保、多様な働き方の実現に向けた取組の一つとして、週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本要領の対象工事は、あま市及びあま市水道事業の発注する工事（工事の積算基準及び歩掛表を用いる工事）で、令和8年10月1日以降に契約する全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 公共建築工事費積算基準を適用する工事
 - (2) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）
 - (3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
 - (4) 緊急の応急復旧工事
 - (5) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事
- (形式)

第3条 週休2日制工事の形式は、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事（土日）

対象期間内において土曜日及び日曜日を基本の現場閉所（「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。以下同じ。）を達成したと認められる状態。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日制工事（土日）を達成しているものとする。

(2) 月単位の週休2日制工事

対象期間内のすべての月ごとにおいて7分の2（28.5%）以上の日数の現場閉所を達成したと認められる状態。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所では7分の2（28.5%）以上の日数に満たない月は、その月

の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、7分の2（28.5%）以上の日数の現場閉所を達成しているものとする。

(3) 通期の週休2日制工事

対象期間内において7分の2（28.5%）以上の日数の現場閉所を達成したと認められる状態。

（対象期間）

第4条 対象期間は契約締結日から工事完了日（完了届提出日）までの期間とする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除くものとする。

- (1) 準備期間（契約締結日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

（取組内容）

第5条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書において、以下のことを明示するものとする。

ア 本要領の対象工事であるか否か

イ 対象工事の場合で、第4条第7号に該当する非対象期間を設定する場合はその内容

ウ 対象外工事の場合はその理由

- (2) 発注者は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
- (3) 受注者は、当初施工計画書に、実施する週休2日制工事の形式を記載するものとする。
- (4) 受注者は、工事完了日までに実施結果表（様式1）を提出するものとする。
- (5) 発注者が週休2日制工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

附 則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年１０月１日から施行し、単価適用日が令和８年１０月１日以降の契約について適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

実施結果表

工事名	当初契約日	工期（最終変更）			工事完了日	週休 2 日実績				未達成	備考（週休 2 日その他の内容、未達成の理由等）
		工期開始	～	工期末		完全週休 2 日制（土日）	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日	その他		

- ・工事完了日までに作成のうえ提出してください。
- ・達成した「週休 2 日実績」に「○」をつけてください。「その他」又は「未達成」の場合は、備考欄を記載してください。
- ・本様式提出時には、週休 2 日の実績結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対称期間を明示）の添付は不要です。